

としま 区議会 だより

平成 29 年
第 4 回 会
定 例 会

No.261

広報編集委員会
豊島区議会事務局

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 ☎03(3981)1453 <http://www.city.toshima.lg.jp/kuse/gikai/>
E-mail A0028903@city.toshima.lg.jp

平成30年(2018年)2月1日発行

豊島区立鈴木信太郎記念館 条例などを可決



鈴木信太郎記念館外観



書齋 (イメージ)

北側廊下 (イメージ)



書院座敷 撮影：星野薫



次の間 撮影：星野薫

平成 29 年第 4 回定例会は、11 月 15 日から 12 月 5 日までの 21 日間にわたって開会されました。

今定例会では、各会派議員による一般質問が行われたほか、区長提出議案 18 件を可決、議員提出議案は 2 件を可決しました。

請願・陳情は、1 件を採択、3 件を不採択、2 件を閉会中の継続審査としました。

可決した意見書等 (要旨)

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む区内の小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷や世界規模の経済状況の不安定化に加え、雇用不安、金融事情の悪化、後継者不足など、依然として深刻な状況にある。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している軽減措置が廃止されることになると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、豊島区議会は、次の事項について強く要望する。

1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成30年度以後も継続すること。

2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、平成30年度以後も継続すること。

3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、平成30年度以後も継続すること。
(東京都知事あて)

地方消費税の清算基準の見直しに関する意見書

地方分権の更なる推進と財政自主権の確立により、自らの権限と財源に基づく行財政運営を行うことは、地方が自主性・自

立性を持って課題の解決を図る上で必要不可欠である。しかしながら、国はこれまで、受益と負担という地方税の原則に反し、地方自治の本旨にもとる不合理な偏在是正措置により、都全体では2兆円もの都民の貴重な財源を収奪してきた。本区においては法人住民税の一部国税化により27年度から財政調整交付金へ47億円もの影響が出ており、看過できるものではない。

よって、豊島区議会は、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 地方消費税の清算基準については、税収の偏在是正を目的とすることなく、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化を図ること。

2 消費の代替指標である「人口」の比率を殊更に引き上げることとは、地方分権の流れに逆行するものであり、行わないこと。

3 消費の代替指標である「従業者数」は、勤務地等における消費活動を反映させる重要な指標であり、引き続き用いること。
(衆・参議院議長、内閣総理・総務・財務・社会保障・税一体改革担当・経済財政政策担当・地方創生担当大臣あて)

主な掲載内容

議案等の審議結果一覧	2面
区政のここが聞きたい ～一般質問(要旨)～	3～6面
常任委員会Q&A	7面
視察来訪した議会一覧	8面